

3 受験上の配慮事項

- 大学入学共通テストにおいては、病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、個々の症状や状態等に応じた受験上の配慮を行います。
- 配慮事項は、高等学校等での配慮の実施状況、障害等の種類や程度にかかわらず、必要に応じて申請することができます。
- 希望する配慮事項については、「**3-1 主な配慮事項**」から「**3-4 受験上の配慮を申請せずに使用できるもの**」を確認してください。

各項目に該当する申請書の記入箇所は以下のとおりです。

- ・「**3-1 主な配慮事項**」：大学入学共通テストにおける主な配慮事項です。
⇒ 「【A】受験上の配慮申請書第2面」（→40 ページ）に記入
- ・「**3-2 その他の配慮事項**」：「**3-1 主な配慮事項**」に記載のない配慮事項です。
⇒ 「【A】受験上の配慮申請書第3面」（→41 ページ）に記入
- ・「**3-3 事前相談が必要な配慮事項**」：申請に当たり、事前相談が必要な配慮事項です。
⇒ 必ず大学入試センター事業第一課（→裏表紙）へ電話で事前相談の上、
「【A】受験上の配慮申請書第3面⑦（2）欄」（→41 ページ）に記入
- ・「**3-4 受験上の配慮を申請せずに使用できるもの**」
⇒ 申請不要

- 大学入試センターで審査の上決定した配慮事項については再審査を行わないため、希望する配慮事項が許可されなかった場合に備え、第二希望の申請をすることもできます。（→43 ページ）
- 申請書類については、「**8-1 申請書類の組合せ**」（→36 ページ）を確認してください。

「3 受験上の配慮事項」該当ページ

3-1 主な配慮事項	8 ページ
3-1-1 問題冊子に関する配慮	9 ページ
・ 拡大文字問題冊子（14 ポイント・22 ポイント）の配付	
3-1-2 解答方法や試験時間に関する配慮	11 ページ
・ 点字解答（点字問題冊子の配付）、文字解答、チェック解答、代筆解答	
・ 試験時間延長（マークシート解答）	
3-1-3 リスニングに関する配慮	17 ページ
・ リスニングの免除	
・ リスニングにおける音声聴取の方法の変更	
3-1-4 試験室や座席に関する配慮	19 ページ
・ トイレに近い試験室での受験	
・ 窓側の明るい座席を指定、座席を前列に指定、座席を試験室の出入口に近いところに指定	
・ 別室の設定	
3-1-5 持参して使用するものに関する配慮	19 ページ
・ 補聴器又は人工内耳の装用	
・ 拡大鏡等/照明器具/特製机・椅子/車椅子/杖 の持参使用	
3-1-6 試験場側での対応に関する配慮	20 ページ
・ 注意事項等の文書による伝達	
・ 手話通訳士等の配置	
・ 試験室入口までの付添者の同伴	
・ 介助者の配置	
・ 照明器具/特製机・椅子 の試験場側での準備	
3-2 その他の配慮事項	21 ページ
3-3 事前相談が必要な配慮事項	24 ページ
3-4 受験上の配慮を申請せずに使用できるもの	24 ページ
3-5 重症化リスクの高い基礎疾患等を有する場合	24 ページ
3-6 試験時間延長における試験時間割	25 ページ
3-7 リスニングにおける試験時間延長の実施方式	26 ページ

3-1 主な配慮事項

- 大学入学共通テストにおける主な配慮事項について、例として区分別に下表にしています。
- 「主な配慮事項の例」欄に記載している配慮事項については、「**3-1-1 問題冊子に関する配慮**」から「**3-1-6 試験場側での対応に関する配慮**」に詳細を掲載しています。
- 下表の例以外の配慮事項も、障害等の種類や程度にかかわらず、必要に応じて申請することができます。

区分	対象となる者	主な配慮事項の例
①視覚障害	・点字による教育を受けている者 ・両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 ・視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 ・上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者	・点字解答（点字問題冊子の配付） ・文字解答 ・試験時間の延長 ・拡大文字問題冊子（14ポイント・22ポイント）の配付 ・拡大鏡等の持参使用 ・窓側の明るい座席を指定 ・照明器具の持参使用又は試験場側での準備
②聴覚障害	・両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者 ・上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者	・手話通訳士等の配置 ・注意事項等の文書による伝達 ・座席を前列に指定 ・補聴器又は人工内耳の装用 ・リスニングの免除 ・リスニングにおける音声聴取の方法を変更
③肢体不自由	・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 ・両上肢の機能障害が著しい者 ・上記以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする者	・チェック解答 ・代筆解答 ・試験時間の延長 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・介助者の配置 ・1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・トイレに近い試験室での受験 ・車椅子、杖、特製机・椅子の持参使用又は試験場側での準備 ・試験場への乗用車での入構
④病弱	・慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、消化器疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	・1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・座席を試験室の出入口に近いところに指定 ・別室の設定
⑤発達障害	・学習障害、注意欠如・多動症（注意欠陥多動性障害）、自閉スペクトラム症（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害等）等のため配慮を必要とする者	・試験時間延長（マークシート解答） ・チェック解答 ・拡大文字問題冊子（14ポイント・22ポイント）の配付 ・注意事項等の文書による伝達 ・別室の設定
⑥その他	・①～⑤の区分以外で配慮を必要とする者	・トイレに近い試験室での受験 ・座席を試験室の出入口に近いところに指定 ・別室の設定

3-1-1 問題冊子に関する配慮

拡大文字問題冊子（14ポイント・22ポイント）の配付

- 拡大文字問題冊子の配付とは、一般問題冊子（冊子の大きさはB5判、文字の大きさは10ポイント）では文字等を読み取ることが困難である受験者を対象として、一般問題冊子と比べて文字等が拡大されている問題冊子を配付する配慮事項です。
- この問題冊子には、文字の大きさが異なる二つの種類（14ポイント・22ポイント）があるので、受験上の配慮を申請する際に、原則としてどちらかを選択することになります。
- 大学入試センターのウェブサイト（→[裏表紙](#)）に問題冊子のサンプルを掲載していますので確認してください。

		14ポイント問題冊子	22ポイント問題冊子
問題冊子	文字の大きさ（ポイント）	一般問題冊子と比べて文字の拡大率が1.4倍（14ポイント）（注1）	一般問題冊子と比べて文字の拡大率が2.2倍（22ポイント）（注1）
	文字の標準書体	ゴシック体（注2）	UD（ユニバーサルデザイン）フォントのゴシック体（注2）
	冊子の大きさ	B4判（両面印刷）	B4判（両面印刷）
	とじ込んである科目等	一般問題冊子と同一	一般問題冊子と異なる（科目等の単位で1冊の問題冊子）
	ページ組み	一般問題冊子と同一（一般問題冊子とページの構成は同一です。）	一般問題冊子と異なる（文字の拡大率が大きいため、一般問題冊子での1ページ分が、22ポイント問題冊子では複数ページになります。）
試験室		一般試験室	別室
申請方法		・「【A】受験上の配慮申請書第2面」で、「拡大文字問題冊子（14ポイント）の配付」を選択	・「【A】受験上の配慮申請書第2面」で、「拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付」を選択 ・「【A】受験上の配慮申請書第1面」で、受験科目等を選択
配付する問題冊子		・拡大文字問題冊子（14ポイント） ・一般問題冊子	・拡大文字問題冊子（22ポイント）（「【A】受験上の配慮申請書第1面」で申請した受験科目等のみ） ・一般問題冊子

（注1） 図、表、写真等に記載されている文字及び脚注については、必ずしも14ポイント又は22ポイントにはなりません。

（注2） 数式や化学式、図、表、写真等に記載されている文字及び脚注など、一部の文字については、必ずしもゴシック体又はUDフォントのゴシック体にはなりません。

【問題冊子の文字のイメージ】 ※A4サイズで印刷すると実寸大となります

●一般問題冊子（10ポイント・明朝体ほか）

だいがくにゆうし 大学入試センター 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ abcdefghijklmnopqrstuvwxyz
下線部②に関して述べた文として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

●14ポイント問題冊子（ゴシック体）

だいがくにゆうし 大学入試センター 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ abcdefghijklmnopqrstuvwxyz
下線部②に関して述べた文として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

●22ポイント問題冊子（UDフォントのゴシック体）

だいがくにゆうし 大学入試センター 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ abcdefghijklmnopqrstuvwxyz
下線部②に関して述べた文として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

3-1-2 解答方法や試験時間に関する配慮

点字解答

- 点字解答とは、点字による教育を受けている受験者を対象として、点字用解答用紙に受験者が選択肢の数字等を点字タイプライター（パーキンスブレイラー）で解答する方法です。
- 点字解答が許可された場合、一般受験者用の問題冊子と解答用紙（マークシート）に代わり、点字問題冊子、点字用解答用紙、点字用下書き用紙が配付されます。また、数学、理科及び情報の試験時間のみ、レーズライター、レーズライター用紙、レーズライター用ボールペンが用意されます。
- 解答に必要なパーキンスブレイラー等（定規、コンパス、そろばん（盲人用又は一般用）、時計（盲人用又は一般用）を含む。）は、志願者が持参してください。パーキンスブレイラー等は解答用のほか、下書き用を含め複数台持参し使用することができます。

◆ 解答方法等

全ての科目における配慮(注1)			リスニングにおける配慮		
解答方法(注2)	試験時間	試験室	実施方式(注3)		音声聴取の方法(注4)
点字解答	1.5 倍	別室	右のどちらか一方を選択	連続方式	CD プレーヤー＋ヘッドホン(注5)
				音止め方式	

（注1）点字解答が許可された場合、試験時間は 1.5 倍に延長されます。また、試験室は別室（→28 ページ Q4）となります。

（注2）パーキンスブレイラー以外の点字器を使用して解答することを希望する場合は、事前相談が必要になりますので、大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に連絡してください。

（注3）点字解答を希望する場合、リスニングの実施方式について「連続方式」又は「音止め方式」のどちらかを選択して申請が必要です。それぞれの実施方法の詳細は「**3-7** リスニングにおける試験時間延長の実施方式」（→26 ページ）を確認してください。

（注4）リスニングについては、CD プレーヤーとヘッドホンを使用します。CD プレーヤーについては、監督者が操作します。

（注5）ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又は CD プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は、「【A】受験上の配慮申請書第3面」の「㉗その他の希望配慮事項等」(2)欄に記入してください（→41 ページ）。

- 点字解答を希望する場合は、配慮申請時に受験科目等の申請が必要です。
点字解答を希望する場合は、「【A】受験上の配慮申請書第1面」⑪欄で受験科目等を選択してください。申請した受験科目等については「受験科目等通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目等を確認してください（→32 ページ）。
- 点字解答を希望する場合の診断書については、「**8-1** 申請書類の組合せ」（→36 ページ（注3））を確認してください。

文字解答

- 文字解答とは、一般受験者用の解答用紙（マークシート）にマークすることが困難である受験者を対象として、文字解答用紙に受験者が選択肢の数字等を記入する解答方法です。
- 文字解答が許可された場合、一般受験者用の解答用紙（マークシート）に代わり、文字解答用紙が配付されます。また、数学、理科及び情報の試験時間においては、下書き用紙も配付します。

◆ 解答方法等（①試験時間延長（1.3 倍）の場合）

全ての科目における配慮(注1)			リスニングにおける配慮		
解答方法	試験時間	試験室	実施方式(注3)		音声聴取の方法(注4)
文字解答	1.3 倍 (注2)	別室	一方を選択 右のどちらか	連続方式	IC プレーヤー＋ヘッドホン(注5)
				音止め方式	CD プレーヤー＋ヘッドホン(注5)

◆ 解答方法等（②試験時間延長なしの場合）

全ての科目における配慮(注1)			リスニングにおける配慮	
解答方法	試験時間	試験室	実施方式	音声聴取の方法(注4)
文字解答	延長なし	別室	(一般受験者と同じ)	IC プレーヤー＋ヘッドホン(注5)

(注1) 文字解答を希望する場合、配慮申請時に、「①試験時間延長（1.3 倍）」か「②試験時間延長なし」のどちらかを選択して申請が必要です。また、文字解答が許可された場合、試験室は別室（→28 ページ Q4）となります。

(注2) 試験時間延長（1.3 倍）を申請する場合には、「状況報告書」の提出が必要です（→37 ページ）。なお、1.3 倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5 倍の試験時間延長が必要な場合は、「提出書類に注意が必要な配慮事項」（→23 ページ（注3））を確認してください。

(注3) 文字解答の試験時間延長を希望する場合、リスニングの実施方式について「連続方式」又は「音止め方式」のどちらかを選択して申請が必要です。それぞれの実施方法の詳細は「**3-7** リスニングにおける試験時間延長の実施方式」（→26 ページ）を確認してください。

(注4) リスニングについては、「連続方式」の場合は IC プレーヤーとヘッドホン、「音止め方式」の場合は CD プレーヤーとヘッドホンを使用します。IC プレーヤーの操作は、必要に応じて、監督者が補助します。CD プレーヤーを使用する場合には、監督者が操作します。

(注5) ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又は CD プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は、「【A】受験上の配慮申請書第3面」の「㉗その他の希望配慮事項等」(2)欄に記入してください（→41 ページ）。

【文字解答用紙の記入方法】

- 文字解答用紙の解答記入欄は次のとおり記入してください。(以下の見本は、実物とは異なる場合があります。)
また、大学入試センターのウェブサイト(→[裏表紙](#))に文字解答用紙のサンプルを掲載していますので、併せて確認してください。

【見本】

(原寸 222mm×279mm)

解答番号	解答記入欄	解答番号	解答記入欄	解答番号	解答記入欄	解答番号	解答記入欄
1	5	6	3	11		16	
2	3	7	2	12		17	
3	4	8		13		18	

以下省略

解答番号2の解答記入欄に3と解答する際の記入例

【参考】

昨年度試験の文字解答用紙枚数(片面印刷)

国語 : 3 枚

地理歴史、公民 : 計7 枚(3 種類※) (『地理総合/歴史総合/公共』の1 出題範囲目用 : 2 枚
『地理総合/歴史総合/公共』の2 出題範囲目用 : 2 枚
『地理総合/歴史総合/公共』以外の科目用 : 3 枚)

外国語 : 3 枚

リスニング : 3 枚

理科 : 計7 枚(3 種類※) (『物理基礎/化学基礎/生物基礎/地学基礎』の1 出題範囲目用 : 2 枚
『物理基礎/化学基礎/生物基礎/地学基礎』の2 出題範囲目用 : 2 枚
『物理基礎/化学基礎/生物基礎/地学基礎』以外の科目用 : 3 枚)

数学① : 7 枚

数学② : 13 枚

情報 : 7 枚

※ 地理歴史、公民及び理科については、1つの解答時間につき解答用紙を3種類配付し、解答する科目によって使用する解答用紙の種類が異なります。大学入試センターのウェブサイト(→[裏表紙](#))に文字解答用紙のサンプルを掲載していますので、試験前までに確認してください。

- 鉛筆以外での解答を希望する場合は、「**3-3 事前相談が必要な配慮事項**」(→24 ページ)を確認してください。

チェック解答

- チェック解答とは、一般受験者用の解答用紙（マークシート）にマークすることが困難である受験者を対象として、チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法です。
- チェック解答が許可された場合、一般受験者用の解答用紙（マークシート）に代わり、チェック解答用紙が配付されます。また、数学、理科及び情報の試験時間においては、下書き用紙も配付します。

◆ 解答方法等（①試験時間延長（1.3 倍）の場合）

全ての科目における配慮(注1)			リスニングにおける配慮		
解答方法	試験時間	試験室	実施方式(注3)		音声聴取の方法(注4)
チェック解答	1.3 倍 (注2)	別室	右のどちらか一方を選択	連続方式	IC プレーヤー＋ヘッドホン(注5)
				音止め方式	CD プレーヤー＋ヘッドホン(注5)

◆ 解答方法等（②試験時間延長なしの場合）

全ての科目における配慮(注1)			リスニングにおける配慮	
解答方法	試験時間	試験室	実施方式	音声聴取の方法(注4)
チェック解答	延長なし	別室	(一般受験者と同じ)	IC プレーヤー＋ヘッドホン(注5)

(注1) チェック解答を希望する場合、配慮申請時に、「①試験時間延長（1.3 倍）」か「②試験時間延長なし」のどちらかを選択して申請が必要です。また、チェック解答が許可された場合、試験室は別室（→28 ページ Q4）となります。

(注2) 試験時間延長（1.3 倍）を申請する場合には、「状況報告書」の提出が必要です（→37 ページ）。なお、1.3 倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5 倍の試験時間延長が必要な場合は、「提出書類に注意が必要な配慮事項」（→23 ページ（注3））を確認してください。

(注3) チェック解答の試験時間延長を希望する場合、リスニングの実施方式について「連続方式」又は「音止め方式」のどちらかを選択して申請が必要です。それぞれの実施方法の詳細は「**3-7 リスニングにおける試験時間延長の実施方式**」（→26 ページ）を確認してください。

(注4) リスニングについては、「連続方式」の場合は IC プレーヤーとヘッドホン、「音止め方式」の場合は CD プレーヤーとヘッドホンを使用します。IC プレーヤーの操作は、必要に応じて、監督者が補助します。CD プレーヤーを使用する場合には、監督者が操作します。

(注5) ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又は CD プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は、「【A】受験上の配慮申請書第3面」の「㉗その他の希望配慮事項等」(2)欄に記入してください（→41 ページ）。

- 上肢の機能障害により、「チェック解答」、「試験時間延長（1.3倍）」を希望する場合は、診察の際に、医師の指示に従い、「【B3】診断書（肢体不自由関係）」裏面の「●志願者自署欄」、「●マーク塗りつぶし欄」、「●チェック欄」の各欄を記入してください（→46ページQ1）。また、それぞれの所要時間を医師が記入します。書字能力等の程度を、大学入試センターにおける審査の参考とします。

【チェック解答用紙の記入方法】

- 解答欄は次のとおりチェックしてください。（以下の見本は、実物とは異なる場合があります。）
また、大学入試センターのウェブサイト（→[裏表紙](#)）にチェック解答用紙のサンプルを掲載していますので、併せて確認してください。

【見本】

（原寸 222mm×279mm）

解答 番号	解 答 欄								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9
2	1	2	3	4	5	6	7	8	9

以下省略

解答番号1の解答欄に2と解答する際のチェック例です。（「✓」を表示するのが難しい場合は、例えば「○」、「×」、「／」など、解答箇所が判読できる表示であればいずれでも構いません。）
解答箇所を訂正する場合は、消しゴムで消してください。消すことが困難な場合は、監督者又は介助者に申し出て消してもらうことができます。

【参 考】

昨年度試験のチェック解答用紙枚数（片面印刷）

国語 : 6 枚

地理歴史、公民 : 計 12 枚 (3 種類※) $\left\{ \begin{array}{l} 『地理総合／歴史総合／公共』の1出題範囲目用 : 3 枚 \\ 『地理総合／歴史総合／公共』の2出題範囲目用 : 3 枚 \\ 『地理総合／歴史総合／公共』以外の科目用 : 6 枚 \end{array} \right.$

外国語 : 8 枚

リスニング : 6 枚

理科 : 計 14 枚 (3 種類※) $\left\{ \begin{array}{l} 『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の1出題範囲目用 : 4 枚 \\ 『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の2出題範囲目用 : 4 枚 \\ 『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』以外の科目用 : 6 枚 \end{array} \right.$

数学① : 18 枚

数学② : 27 枚

情報 : 15 枚

※ 地理歴史、公民及び理科については、1つの解答時間につき解答用紙を3種類配付し、解答する科目によって使用する解答用紙の種類が異なります。大学入試センターのウェブサイト（→[裏表紙](#)）にチェック解答用紙のサンプルを掲載していますので、試験前までに確認してください。

- 鉛筆以外での解答を希望する場合は、「**3-3 事前相談が必要な配慮事項**」（→24 ページ）を確認してください。

代筆解答

- 代筆解答とは、体幹の機能障害や上肢の機能障害等により筆記をすることができない者又は困難な者で、チェック解答が不可能な者等を対象に、受験者が問題番号と解答を口頭等で伝え、代筆者が、受験者に代わって解答用紙に記入する解答方法です。
- 代筆解答が許可された場合、代筆者が配置され、受験者用の問題冊子2冊が配付されます。また、代筆解答では、受験者が発言した解答内容等を記録するために、全ての試験時間において、録音を行います。録音したデータは、解答内容の確認等の業務以外の目的で使用することはありません。
- 代筆解答を申請する場合に、解答手段として機器（音声出力による意思伝達装置、パソコン等）の持参使用を希望する場合は、事前相談が必要になりますので、大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に連絡してください。
- 代筆解答を申請する場合には、「状況報告書」の提出が必要です（→37 ページ）。

◆ 解答方法等（①試験時間延長（1.3 倍）の場合）

全ての科目における配慮(注1)			リスニングにおける配慮		
解答方法	試験時間	試験室	実施方式(注3)		音声聴取の方法(注4)
代筆解答	1.3 倍 (数学のみ 1.5 倍) (注2)	別室	右のどちらか一方を選択	連続方式	CD プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式
				音止め方式	

◆ 解答方法等（②試験時間延長なしの場合）

全ての科目における配慮(注1)			リスニングにおける配慮	
解答方法	試験時間	試験室	実施方式	音声聴取の方法(注4)
代筆解答	延長なし	別室	(一般受験者と同じ)	CD プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式

(注1) 代筆解答を希望する場合、配慮申請時に、「①試験時間延長（1.3 倍）」か「②試験時間延長なし」のどちらかを選択して申請が必要です。また、代筆解答が許可された場合、試験室は別室（→28 ページ Q4）となります。

(注2) 代筆解答で試験時間延長（1.3 倍）に該当する者は、意思伝達に著しく時間を要すると認められる者です。ただし、数学は、試験時間が 1.5 倍となります。なお、数学以外の教科・科目でも 1.3 倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5 倍の試験時間延長が必要な場合は、「提出書類に注意が必要な配慮事項」（→23 ページ（注3））を確認してください。

(注3) 代筆解答の試験時間延長を希望する場合、リスニングについては、実施方式を「連続方式」又は「音止め方式」のどちらかを選択して申請が必要です。それぞれの実施方法の詳細は「**3-7** リスニングにおける試験時間延長の実施方式」（→26 ページ）を確認してください。

(注4) リスニングの音声聴取の方法については、「CD プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式」になります。CD プレーヤーについては、監督者が操作します。

- 代筆解答を希望する場合は、配慮申請時に受験科目等の申請が必要です。申請する場合は、「【A】受験上の配慮申請書第1面」⑪欄で選択してください。申請した受験科目等については、「受験科目等通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目等を確認してください（→32 ページ）。

試験時間延長（マークシート解答）

- 試験時間延長（マークシート解答）とは、解答方法は一般受験者と同様にマークシートを使用しますが、試験時間を延長する配慮事項です。
- 試験時間延長（マークシート解答）が許可された場合、試験開始時刻等が一般受験者とは異なるため、別室での受験となります。

◆ 解答方法等

全ての科目における配慮			リスニングにおける配慮		
解答方法	試験時間	試験室	実施方式(注2)		音声聴取の方法(注3)
マークシート解答 (一般受験者と同じ)	1.3 倍 (注1)	別室	一方を 右のどちら か を選択	連続方式	IC プレーヤー＋ヘッドホン(注4)
				音止め方式	CD プレーヤー＋ヘッドホン(注4)

(注1) 試験時間延長（1.3 倍）を申請する場合には、「状況報告書」の提出が必要です（→37 ページ）。なお、試験時間延長を希望する場合、「申請する配慮事項の第二希望について」（→43 ページ）を確認してください。また、1.3 倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5 倍の試験時間延長が必要な場合は、「提出書類に注意が必要な配慮事項」（→23 ページ（注3））を確認してください。

(注2) リスニングについては、実施方式を「連続方式」又は「音止め方式」のどちらかを選択して申請が必要です。それぞれの実施方法の詳細は「**3-7** リスニングにおける試験時間延長の実施方式」（→26 ページ）を確認してください。

(注3) リスニングについては、「連続方式」の場合は IC プレーヤーとヘッドホン、「音止め方式」の場合は CD プレーヤーとヘッドホンを使用します。IC プレーヤーの操作は、必要に応じて、監督者が補助します。CD プレーヤーを使用する場合には、監督者が操作します。

(注4) ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又は CD プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は、「【A】受験上の配慮申請書第3面」の「㉗その他の希望配慮事項等」(2)欄に記入してください（→41 ページ）。

3-1-3 リスニングに関する配慮

リスニングの免除

- リスニングの免除とは、原則として両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上（注）の重度難聴者等で、リスニングを受験することが困難な者を対象に、リスニングの試験を免除する配慮事項です。
- リスニングの免除が許可された場合、大学入試センターから、英語のリーディングの成績とリスニングを免除した旨を大学へ提供します。リスニングの免除が許可された場合の英語の成績の取扱いは、志望大学に確認してください。リスニングの免除が許可された者については、リスニングの試験を受験することはできません。
- リスニングの免除を申請する場合には、「状況報告書」の提出が必要です（→37 ページ）。

（注）「両耳の平均聴力レベル」とは、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルであることを意味します。

《例》右耳：90デシベル 左耳：35デシベル → 両耳の平均聴力レベルが60デシベル以下の者
 右耳：65デシベル 左耳：65デシベル → 両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者

リスニングにおける音声聴取の方法の変更

- 英語の試験時間におけるリスニングは、一般受験者は配付された IC プレーヤーとイヤホンを使用します。
- 「受験上の配慮」の申請では、リスニングにおける音声聴取の方法について、以下の方法を申請することができます。希望する場合には、「【A】受験上の配慮申請書第2面」の「㉔聴覚に関する配慮事項」の「リスニングにおける音声聴取の方法」欄で、希望する音声聴取の方法を一つ選択してください。

音声聴取の方法	注意点等
①イヤホン又はヘッドホンの持参使用(注1)	IC プレーヤーとコードで接続できるものに限る。 <u>Bluetooth 等の無線通信機能があるものは使用不可。</u>
②CD プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式	リスニングのみ別室となる。
③補聴器を外してイヤホンを使用	補聴器又は人工内耳を装用する場合には別途配慮申請が必要。(→19 ページ)
④補聴器又は人工内耳のコネクターに持参したコードを接続	
⑤ヘッドホンの貸与	「イヤホン不適合措置」を申請している場合には「受験上の配慮」の申請は不要(注2)。
⑥補聴援助システムの持参使用(注3)	送信機が IC プレーヤーとコードで接続できるものに限る。

(注1) 難聴や耳鳴等により片耳用のイヤホンの使用を希望する場合は、①「イヤホン又はヘッドホンの持参使用」を選択してください。

(注2) リスニングで使用するイヤホンが耳に装着できないことによるヘッドホンの貸与については、「【A】受験上の配慮申請書」では申請できません。別途、「イヤホン不適合措置」を出願時に申請する必要があります(→28 ページ Q6)。詳しくは、受験案内 27 ページを参照してください。

(注3) 上記⑥「補聴援助システムの持参使用」が許可された場合、リスニングの試験時間のみ「注意事項等の文書による伝達」(→20 ページ)が併せて許可されます。この文書により、補聴援助システムと IC プレーヤーとの接続のタイミング等を指示します。

○ リスニングの音声は、左右とも同一の音声モノラルで流れます。

○ 上記③「補聴器を外してイヤホンを使用」等の音声聴取の方法の変更と併せて、リスニングの試験時間のみ「注意事項等の文書による伝達」(→20 ページ)を申請することも可能です。希望する場合は、「【A】受験上の配慮申請書第3面」の「㉗その他の希望配慮事項等」(2)欄に、「リスニングのみ注意事項等の文書による伝達を希望」と記入してください。

○ 上記①「イヤホン又はヘッドホンの持参使用」、④「補聴器又は人工内耳のコネクターに持参したコードを接続」、⑥「補聴援助システムの持参使用」等を申請する場合は、在学している学校又は大学入学共通テスト利用大学(大学入試センターのウェブサイト(→裏表紙)に掲載しています。)の入試担当窓口で、IC プレーヤーとの接続等を申請前に確認してください。(大学入学共通テスト利用大学で確認する場合には、事前に入試担当窓口へ連絡してください。)

3-1-4 試験室や座席に関する配慮

トイレに近い試験室での受験

- 希望する場合は、「【A】受験上の配慮申請書第2面」の「㉕肢体不自由・病弱に関する配慮事項、その他の配慮事項」の「トイレに近い試験室での受験」欄で、希望するトイレの形態を一つ選択してください。
- 車椅子の持参使用等により、バリアフリートイレがある試験場での受験が必要な場合には、「バリアフリートイレに近い試験室での受験」を必ず申請してください。

窓側の明るい座席を指定、座席を前列に指定、座席を試験室の出入口に近いところに指定

- 希望する場合は、「【A】受験上の配慮申請書第2面」の対応する配慮事項の欄を選択してください。
- 上記以外で試験室内での座席位置の配慮を希望する場合には、「【A】受験上の配慮申請書第3面」の「㉗その他の希望配慮事項等」(1)欄で「座席の位置を指定」(→21 ページ)を申請してください。併せて、希望する座席位置を、「【A】受験上の配慮申請書第4面」の座席記入欄に記入してください。

別室の設定

- 大人数の一般試験室での受験が難しく、少人数の「別室」で受験を希望する場合に申請してください。なお、別室は、受験者の症状及び受験方法(試験時間延長の有無等)によって、別室を許可された他の受験者と同室になります。(→28 ページ (Q4))
- 別室の設定を申請する場合には、「状況報告書」の提出が必要です(→37 ページ)。
- 特に個室(試験室に受験者1名)を希望する場合は、「提出書類に注意が必要な配慮事項」(→23 ページ (注4))を確認してください。

3-1-5 持参して使用するものに関する配慮

補聴器又は人工内耳の装用(コードを含む。)

- 試験時間中に、補聴器又は人工内耳を装用する場合には、申請が必要です。
- 無線通信機能(FM電波やBluetooth等)を用いた補聴器、人工内耳及び補聴援助システムは使用できません。FM電波等の受信機能がある場合は、その受信機能のスイッチを切って使用してください。ただし、リスニングに限り無線通信機能(FM電波やBluetooth等)を用いた補聴援助システムの持参使用を申請することができます(→18 ページ)。

拡大鏡等／照明器具／特製机・椅子／車椅子／杖 の持参使用

- 試験時間中に、上記の物の持参使用を希望する場合には、「【A】受験上の配慮申請書第2面」の対応する配慮事項の欄を選択してください。また、形状や規格などの詳細を「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入してください。
- 上記以外で持参使用を希望する場合は、「3-2 その他の配慮事項」(→22 ページ)を確認してください。
- 申請する配慮事項が杖の持参使用のみの場合は、「【B】診断書」の提出は必要ありません(→36 ページ (注1))。

3-1-6 試験場側での対応に関する配慮

注意事項等の文書による伝達

- 注意事項等の文書による伝達とは、試験室で監督者が口頭で指示することを文書にしたものを、受験者に配付する配慮事項です。
- 試験開始前の注意事項等の説明や、試験開始、試験終了の指示等について、監督者の発言に合わせて受験者に文書を配付します。

手話通訳士等の配置

- 手話通訳士等の配置が許可された場合、試験室内に監督者からの伝達事項を手話で伝達する手話通訳士等が配置されます。
- 希望する場合は、「【A】受験上の配慮申請書第2面」で申請してください。なお、手話通訳士等の配置が許可された場合、注意事項等の文書による伝達も併せて許可されます。原則として、監督者から試験室全体に口頭で指示する内容については文書で配付しますが、試験時間中の個別の申出や質問等については手話で応答することができます。
- 監督者から試験室全体に口頭で指示する内容についても手話通訳を希望する場合には、「【A】受験上の配慮申請書第4面」に、監督者の指示も手話通訳が必要な理由を記入してください。

試験室入口までの付添者の同伴

- 試験室入口までの付添者の同伴とは、保護者等の付添者が試験場に入構し、試験室入口まで受験者に同伴することができるようになる配慮事項です。
- 付添者は試験時間中以外であればトイレ等の介助を行うことが可能ですが、試験時間中に受験者の介助を行うことはできません。試験時間中は介助者が受験者の介助を行うため、試験時間中の介助を希望する場合には、介助者の配置の申請が必要です。
- 「試験室入口までの付添者の同伴」が許可された場合には、試験場内に付添者の控室が準備され、試験時間中等は控室で待機することができます。

介助者の配置

- 介助者の配置とは、受験者の姿勢の変換やトイレ介助を行う者や、痰の吸引などの医療的ケアを行う者が、試験時間中に配置される配慮事項です。
- 希望する場合には、「【A】受験上の配慮申請書第2面」で申請の上、必要とする介助内容等を「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入してください。介助者は、受験者の症状や状態等に応じ、特別支援学校の教員等や、医療的ケアを行うことができる専門的知識・技能を有する者を試験場側で選出します。
- 「ヘッドホン着脱の補助」等の簡易的な補助については、監督者等が行いますので、「試験時間中に監督者等へ求める対応等」(→23 ページ)を確認の上、申請してください。

照明器具/特製机・椅子 の試験場側での準備

- 試験時間中に使用する上記の物について、試験場側での準備を希望する場合に申請できます。
- 希望する場合は、「【A】受験上の配慮申請書第2面」の対応する配慮事項の欄を選択してください。また、形状や規格などの詳細を「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入してください(→42 ページ)。
- 上記以外で試験場側での準備を希望する場合は、事前相談が必要になりますので、大学入試センター事業第1課(→裏表紙)に連絡してください。

3-2 その他の配慮事項

- 「3-2 その他の配慮事項」は、「3-1 主な配慮事項」に記載のない配慮事項を掲載しています。
- 「3-2 その他の配慮事項」を希望する場合は、「【A】受験上の配慮申請書第3面」に記入してください（→41ページ）。
- 「3-1 主な配慮事項」、「3-2 その他の配慮事項」に記載されていない配慮事項を希望する場合は、「3-3 事前相談が必要な配慮事項」（→24ページ）を確認してください。

①「試験室の設備」や「座席位置」に関する配慮事項

配 慮 事 項	コード	備 考
座席の位置を指定 「【A】受験上の配慮申請書第4面」の座席記入欄に、下記の表現を参考にして座席位置を記入するとともに図示してください。 なお、記入例については42ページを参照してください。 ・座席を最前列に指定 ・座席を最後列に指定 ・座席を試験室後方に指定 ・座席を試験室正面に向かって左側に指定 ・座席を試験室正面に向かって右側に指定 ・座席を試験室の中央の列に指定 ・座席を前から2～3列目に指定 ・座席を試験室の隅に指定 ・座席を試験室の端の列に指定 ・座席を窓から離れたところに指定 ・座席を通路側に指定 ・座席を廊下側に指定 ・座席を試験室の壁際に指定 ・座席を試験室の出入口から離れたところに指定	0 0 0 1	
カーテンを閉めて受験	3 0 0 1	
座席を空調から離れたところに指定	4 0 2 8	
座席を直射日光の当たらないところに指定	4 0 3 3	
座席を照明の真下以外に指定	4 0 3 4	
座席を周囲の受験者と間隔を空けて指定(約〇m)	4 0 4 0	申請の際は希望の間隔を併せて記入。
座席を監督者の近くに指定	4 0 5 8	
車椅子に座っての受験	8 0 4 1	
座席近くに車椅子を置く場所を確保(車椅子から降りて受験)	3 0 4 3	

②「試験時間中の動作」に関する配慮事項

配 慮 事 項	コード	備 考
試験時間中の薬の塗布(薬の机上常備)	8 0 1 4	薬や補食物等の詳細を「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入。(→42ページ)
試験時間中の水分補給(水分の机上常備)	8 0 2 2	
試験時間中の補食(補食物の机上常備)	8 0 2 8	
試験時間中の薬の服用(薬・水の机上常備)	8 0 6 0	
試験時間中の自己マッサージ	8 0 2 0	希望する動きや姿勢、頻度等の詳細を「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入。
試験時間中の姿勢変更	8 0 2 1	
試験時間中のストレッチ	8 0 2 3	
壁にもたれた状態での受験	8 0 6 2	
床に座っての受験	8 0 3 2	座席に座った状態以外で解答することを希望する場合は、解答する際の姿勢や机等の詳細を「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入。
立位での受験	8 0 3 3	
臥位(横になった状態)での受験	8 0 4 5	
試験時間中に座位と起立位を繰り返すこと	8 0 1 9	
試験時間中に座位と臥位を繰り返すこと	8 0 5 4	
試験時間中の補聴器又は人工内耳の付け外し	8 0 4 9	

③「持参使用するもの」に関する配慮事項

※「持参使用するもの」に関する配慮事項を申請する場合は、持参使用するものの大きさや形状、用途等の詳細を「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入してください。

配 慮 事 項	コード	備 考
電源の使用	3 0 6 6	「持参使用するもの」が電源が必要な場合は申請。
延長コードの持参使用	6 1 8 8	
書見台の持参使用	6 0 4 6	
置時計の持参使用	6 1 1 5	
拡大読書器の持参使用	6 1 1 8	
読書補助具の持参使用	6 1 9 1	
定規の持参使用	6 0 4 5	読書補助具としてのみ使用可能。
書字補助具の持参使用	6 0 4 8	
ホワイトボードの持参使用	6 0 6 2	
遮光眼鏡の持参使用	6 1 5 9	目の動きがわかる程度の色の濃さは申請不要。
色シートの持参使用	6 1 1 2	
下敷き(透明)の持参使用	6 0 4 3	
付箋・シール等の持参使用	6 0 5 6	
音声時計の持参使用	6 1 1 6	点字解答希望者は申請不要。
触読用時計の持参使用	6 1 9 8	
耳栓の持参使用	6 1 5 8	通信機能を有するものや、イヤホンは使用不可。また、解答開始の指示があるまでは着用不可。(→28ページQ3)
デジタル耳栓の持参使用	6 2 7 4	
イヤーマフの持参使用	6 1 1 1	
補聴器・人工内耳の予備電池の持参使用	6 1 5 5	
補装具の装用	6 0 3 0	補聴器を除く補装具を使用する場合に申請。
マットの持参使用	6 1 5 7	
足置き台の持参使用	6 0 9 1	
クリップの持参使用	6 0 3 7	
クリップボードの持参使用	6 0 3 8	
滑り止めシートの持参使用	6 0 5 0	
帽子的着用(帽子を着用した状態の写真を登録)	6 2 0 9	本人確認等の際、脱帽できない場合は申請。
インスリン注射器・インスリンペンの持参使用	6 0 6 7	
エピペン [®] の持参使用	6 1 8 7	アレルギーの原因となるものを「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入。
血糖測定器の持参使用	6 0 7 4	使用する機器の形状及びアラーム音や作動音等の音の鳴る機能の有無を「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入。さらに、音の鳴る機能を有する場合は、音の鳴る頻度、音量、音が鳴った場合の処置等を併せて具体的に記入。(→42ページ)
インスリンポンプの装用・操作	6 1 7 3	
吸引器の持参使用	6 0 6 8	
吸入器の持参使用	6 0 6 9	
酸素ポンプの持参使用	6 0 8 3	
人工呼吸器の持参使用	6 0 8 8	
点滴の持参使用	6 1 9 9	
輸液ポンプの持参使用	6 2 2 7	
試験室への暖房器具の持参使用	6 0 0 2	
扇風機の持参使用	6 2 4 9	
エチケット袋の持参使用	6 1 1 4	
ゴミ袋の持参使用	6 1 7 8	

④「試験時間中に監督者等へ求める対応等」に関する配慮事項

配 慮 事 項	コード	備 考
ヘッドホン着脱の補助	5 0 0 9	
リスニングにおいて機器の操作等の補助	5 0 1 0	
リスニングにおいて途中退室するために音声を一時停止(注1)	5 0 2 4	許可された場合は、リスニングのみ別室。
監督者等と近すぎない距離を保つ	9 0 0 3	
消しゴムで消す際の補助	9 0 0 9	
問題冊子をめくる補助	9 0 2 4	
眠った場合に監督者等が起こすこと	9 0 2 1	眠ったかどうかの判断は監督者の主観となる。起こし方(肩をゆする等)に希望があれば、「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入。
監督者等が背後に立たない	9 0 6 9	
試験時間中に監督者が受験者の求めに応じて残り時間を知らせること	9 1 0 9	
発作時に休養室又は医務室を利用(注2)	3 0 7 0	

⑤提出書類に注意が必要な配慮事項

配 慮 事 項	コード	備 考
試験時間を1.5倍に延長(注3)	1 0 1 3	科目単位の試験時間の延長を希望する場合は、事前相談が必要。(→24ページ)
個室の設定(試験室に受験者1名)(注4)	1 0 0 1	

(注1) 「リスニングにおいて途中退室するために音声を一時停止」について

音声はCDプレーヤーにイヤホンを接続して聴取します。途中退室する場合は、その都度監督者が再生を止めますが、途中退室した時間分の試験時間延長は認められません。そのため、途中退室した場合には、問題音声を最後まで聴取できなくなります。

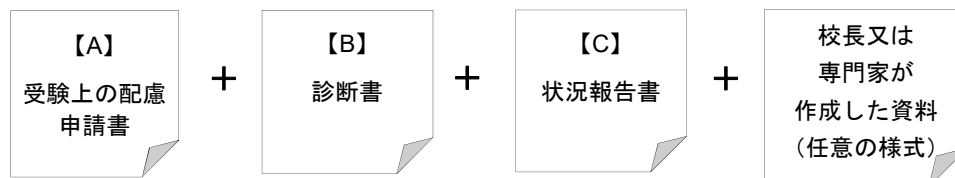
(注2) 「発作時に休養室又は医務室を利用」について

発作(パニック発作を含む。)の症状や頻度、対応方法、休養室又は医務室までの移動方法について、「【A】受験上の配慮申請書第4面」に必ず記入してください。

なお、意識消失を伴う発作(てんかん等)がある場合には、発作が起きた際に適切な対応を行うため、可能な限り「試験室入口までの付添者の同伴」(→20ページ)を併せて申請し、発作時に対応できる方が同伴してください。

(注3) 「試験時間を1.5倍に延長」について

「【A】受験上の配慮申請書」、「【B】診断書」、「【C】状況報告書」に加えて、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取り組み」等を示した資料(任意の様式で校長又は専門家が作成したもの)を提出してください。(具体的な理由やこれまでの取り組みが示してあれば、個別の教育支援計画・個別の指導計画の写しでも可。)



なお、申請書の記入に当たっては、記入例【1.5倍の試験時間延長を申請する場合】(→44ページ)を参照してください。

(注4) 「個室の設定(試験室に受験者1名)」について

「【A】受験上の配慮申請書」、「【B】診断書」に加えて、個室の設定を必要とする明確な理由を「【C4】状況報告書(別室の設定)」又は「【C5】状況報告書(発達障害関係)」に詳しく記入してください。

なお、個室の設定を申請する場合には「申請する配慮事項の第二希望について」(→43ページ)及び申請書の記入例【個室の設定(試験室に受験者1名)を申請する場合】(→44ページ)を参照してください。

3-3 事前相談が必要な配慮事項

次に関する配慮事項を希望する場合は事前相談が必要になりますので、大学入試センター事業第1課(→裏表紙)に連絡してください。

(1) 科目単位の試験時間の延長

例：リスニングのみ試験時間延長（1.3 倍）を希望

(2) 問題冊子・解答用紙及び下書き用紙

例：指定した用紙に印刷 ・ タブレット端末を下書きに使用
タブレット端末で問題を閲覧

(3) 休憩時間中の対応

例：昼食の介助を保護者が行う ・ 休憩時間中に横になって休む

(4) 「文字解答」「チェック解答」の鉛筆以外での解答

例：ボールペンでの解答 ・ シャープペンシルでの解答

(5) 試験場の指定

例：特定の化学物質を使用していない試験場での受験

(6) 人による問題文等の読み上げ

(7) 「3-1 主な配慮事項」, 「3-2 その他の配慮事項」に記載されていない内容

3-4 受験上の配慮を申請せずに使用できるもの

次のものは受験上の配慮を申請せずに使用できます。

また、試験時間中に机の上に置けるもの（受験案内 48 ページ参照）を併せて確認してください。

(1) サポーター・テーピング・包帯・湿布・ギプス・眼帯・コルセット

※ 試験時間中に着脱する場合は、監督者に申し出て許可を得てください。

(2) 白杖

※ 白杖以外の杖の持参使用を希望する場合は申請が必要です。

以下の(3)については、試験開始前に監督者に申し出て許可を得てから使用してください。

(3) 座布団・クッション・タオル・ひざ掛け・手袋（多汗症用を含む。）

※ 病気・負傷や障害等のために試験開始前に監督者に申し出ることが困難な場合は、
受験上の配慮の申請をすることもできます。

※ 英文字や地図等がプリントされているものは使用しないでください。

3-5 重症化リスクの高い基礎疾患等を有する場合

基礎疾患等を有するため感染症に罹患すると重症化の可能性がある場合や、免疫力が低下している等の感染リスクが高い場合などについては、受験上の配慮として、少人数の「別室の設定」(→19 ページ)や「個室の設定（試験室に受験者1名）」(→23 ページ)を申請することができます。

3-6 試験時間延長における試験時間割

試験時間延長が許可された場合の試験時間割は、下表のとおりです。

			1.3 倍の試験時間	1.5 倍の試験時間	一般の試験時間
1 日 目	地理歴史、公民 (注 1)		2 科目受験 9:30～12:20 (170 分) 1 科目受験 11:00～12:20 (80 分)	2 科目受験 9:30～12:40 (190 分) 1 科目受験 11:10～12:40 (90 分)	2 科目受験 9:30～11:40 (130 分) 1 科目受験 10:40～11:40 (60 分)
	国 語		13:20～15:20 (120 分)	13:25～15:40 (135 分)	13:00～14:30 (90 分)
	外国語	リーディング／ 筆 記	15:50～17:35 (105 分)	16:10～18:10 (120 分)	15:20～16:40 (80 分)
		(『英語』のみ) リスニング (注 2)	18:00～19:10 (70 分) (解答時間 40 分)	18:35～19:50 (75 分) (解答時間 45 分)	17:20～18:20 (60 分) (解答時間 30 分)
2 日 目	理 科 (注 1)		2 科目受験 9:30～12:20 (170 分) 1 科目受験 11:00～12:20 (80 分)	2 科目受験 9:30～12:40 (190 分) 1 科目受験 11:10～12:40 (90 分)	2 科目受験 9:30～11:40 (130 分) 1 科目受験 10:40～11:40 (60 分)
	数 学 ①		13:20～14:55 (95 分)	13:25～15:10 (105 分)	13:00～14:10 (70 分)
	数 学 ②		15:25～17:00 (95 分)	15:40～17:25 (105 分)	15:00～16:10 (70 分)
	情 報		17:30～18:50 (80 分)	17:55～19:25 (90 分)	17:00～18:00 (60 分)

(注 1) 「地理歴史、公民」及び「理科」の試験時間に 2 科目を受験する場合は、解答順に第 1 解答科目と第 2 解答科目に区分し解答を行います。

なお、1.3 倍の試験時間延長が許可された場合は、試験時間 170 分の中で、まず、第 1 解答科目を 80 分間で解答した後、10 分間で答案回収と新しい解答用紙の配付を行い、次の 80 分間で第 2 解答科目を解答します。

また、1.5 倍の試験時間延長が許可された場合は、試験時間 190 分の中で、まず、第 1 解答科目を 90 分間で解答した後、10 分間で答案回収と新しい解答用紙の配付を行い、次の 90 分間で第 2 解答科目を解答します。

(注 2) リスニングの一般の試験時間は、解答時間が 30 分で全体の試験時間は 60 分です。

試験時間延長は、解答時間の 30 分を延長しますので、1.3 倍の延長の場合は解答時間が 40 分で全体の試験時間は 70 分です。1.5 倍の延長の場合は解答時間が 45 分で全体の試験時間は 75 分です。

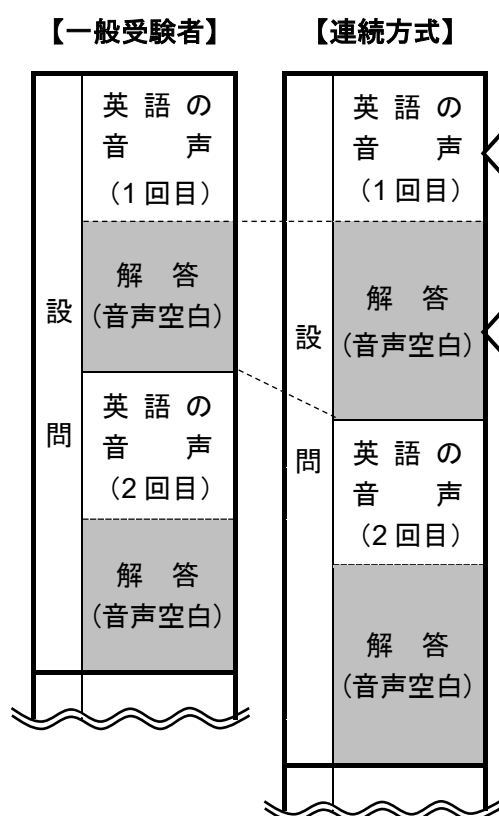
3-7 リスニングにおける試験時間延長の実施方式

- 試験時間延長を許可された受験者のリスニングは、「連続方式」と「音止め方式」の二つの方式があり、受験上の配慮を申請する際に、どちらか一方を選択することになります。どちらの実施方式でも試験時間は同じです。それぞれの実施方式を十分理解した上で申請してください。
- 申請後の実施方式の変更はできませんので、不明な点がある場合は、事前に大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に問い合わせてください。
- 大学入試センターのウェブサイト（→裏表紙）にリスニング音声のサンプルを掲載していますので、併せて確認してください。

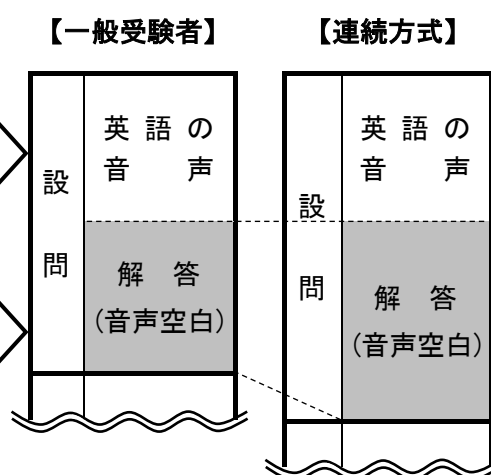
連続方式

- 連続方式は、あらかじめ設定された時間配分のとおり問題音声が行進する方式で、音声を途中で止めることはできません。
- 各設問における聞き取る英語の音声の再生時間は一般受験者と同じですが、英語の音声の後に設けられている音声の流れない空白時間（問題を読んだり、解答したりするための時間）が一般受験者より長くなっています。進行について受験者が判断する余地はありませんが、全ての設問を聞き取ることができます。
- 連続方式では、IC プレーヤーを使用し、受験者自身が IC プレーヤーを操作します。（必要に応じ、監督者が操作を補助します。）
ただし、点字解答、代筆解答、スピーカーから直接音声を聞く方式又は途中退室するため音声の一時停止を許可された場合は CD プレーヤーを使用します。CD プレーヤーは、監督者が操作します。
- 点字解答で連続方式を選択した場合、解答用紙の交換については、監督者の指示により行い、解答時間には含まれません。

【聞き取る英語の音声を2回流す問題の場合】



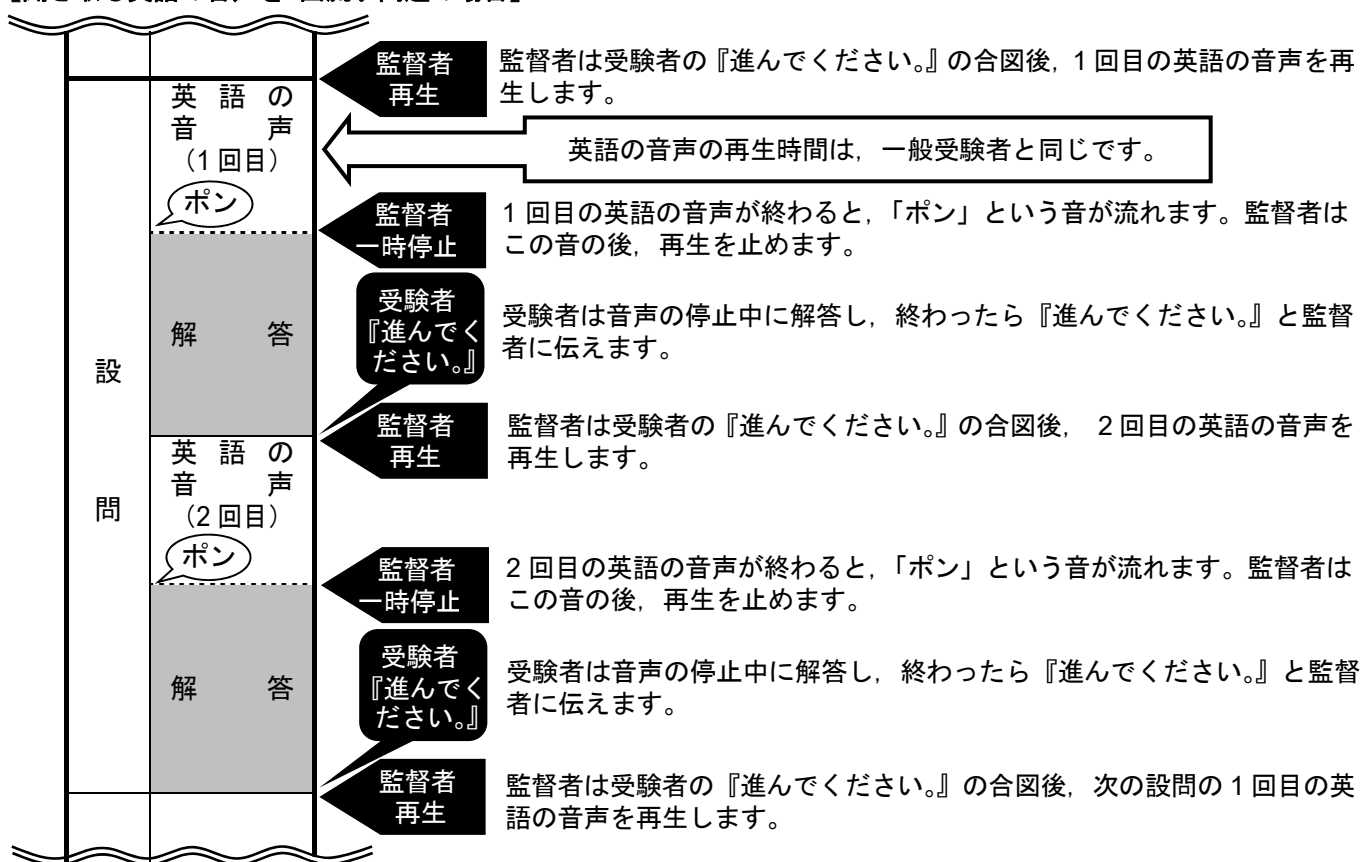
【聞き取る英語の音声を1回流す問題の場合】



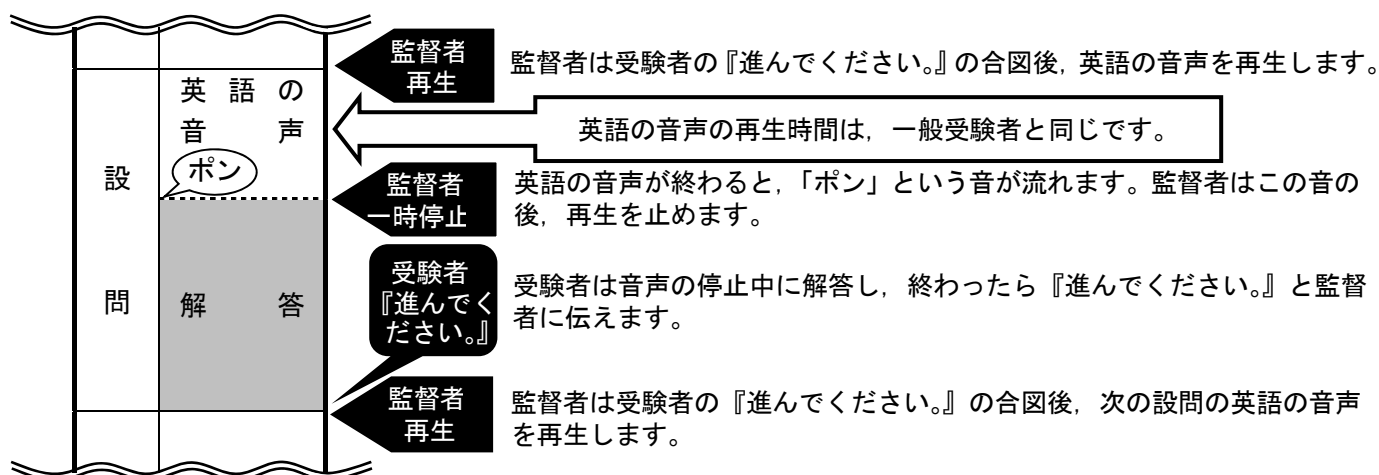
音止め方式

- 音止め方式は、監督者が各設問の聞き取る英語の音声ごとに再生を止め、受験者は音声の停止中に解答する方式です。監督者は、受験者の合図により、次の英語の音声を再生します。各設問における聞き取る英語の音声の再生時間は一般受験者と同じです。
- どの設問の解答に時間を多くかけるかを受験者が自分で判断できますが、特定の設問の解答に時間をかけすぎると時間切れとなり、最後まで設問を聞き取ることができなくなることもあり得ますので、十分注意してください。
- 音止め方式では、CD プレーヤーを使用します。CD プレーヤーの再生・一時停止・音量調整等は、監督者が操作します。
- 点字解答で音止め方式を選択した場合、解答用紙の交換についてはいつでも行えますが、交換にかかった時間は解答時間に含まれます。

【聞き取る英語の音声を2回流す問題の場合】



【聞き取る英語の音声を1回流す問題の場合】



Q & A <配慮内容について>

Q1 病気・負傷や障害等のために試験時間中に使用したいものがありますが、申請は必要ですか？

A1 試験時間中に机の上に置けるもの（受験案内 48 ページ参照）や、受験上の配慮を申請せずに使用できるもの（→24 ページ）以外のものを病気・負傷や障害等のために試験時間中に使用したい場合は、受験上の配慮の申請が必要です。

持参使用に係る受験上の配慮の申請について事前に確認したい場合は、大学入試センター事業第 1 課（→裏表紙）に問い合わせてください。

Q2 アラーム音が鳴る医療機器を装着して受験する場合、どのような申請をすればよいですか？

A2 装着する医療機器を、「3-2 その他の配慮事項」（→22 ページ）から選択し、「【A】受験上の配慮申請書第 3 面」の「㉗その他の希望配慮事項等」（1）欄に記入してください。また、使用する機器の形状、音の鳴る頻度、音の大きさ、音が鳴った場合の処置等を「【A】受験上の配慮申請書第 4 面」に具体的に記入してください。

Q3 聴覚過敏の症状があり、耳栓を使用したいのですが、申請は必要ですか？

A3 必要です。

試験時間中に耳栓（デジタル耳栓を含む。）、イヤーマフを使用したい場合は、受験上の配慮の申請をしてください。ただし、受験者入室終了時刻から試験開始（解答開始）時刻までの時間及び試験終了時刻以降の時間は、注意事項等の指示を行う監督者の声が聞こえなくなる可能性があるため、耳栓等は使用できません。また、通信機能を有するものや、イヤホンは耳栓として使用できません。

希望する場合は、申請する配慮事項を「3-2 その他の配慮事項」（→22 ページ）から選択し、「【A】受験上の配慮申請書第 3 面」の「㉗その他の希望配慮事項等」（1）欄に記入してください。

なお、試験時間中の指示や試験終了時の指示が聞こえなくなる可能性があるため、留意してください。

Q4 「別室」と「個室（試験室に受験者 1 名）」の違いは何ですか？

A4 「別室」は、少人数の試験室で、受験者の症状及び受験方法（試験時間延長の有無等）等によって、別室を許可された他の受験者と同室になります。なお、同じ試験場に別室を許可された他の受験者がいない等の理由で、試験室に 1 名のみとなることがあります。

「個室（試験室に受験者 1 名）」は、他の受験者と同室になることはありません。なお、「個室の設定（試験室に受験者 1 名）」を希望する場合は、「提出書類に注意が必要な配慮事項」（→23 ページ（注 4））を確認してください。

Q5 試験時間中にトイレに行くために一時退室したいのですが、申請は必要ですか？

A5 配慮申請をしていなくても、トイレに行くための一時退室は可能です。

体調不良、トイレ等により、やむを得ず退室を希望する場合には、監督者に申し出て、その指示に従ってください。（受験案内 48 ページ）

なお、頻繁にトイレに行くこと等の理由により、トイレに近い座席や試験室を希望する場合には、「座席を試験室の出入口に近いところに指定」、「トイレに近い試験室での受験」（→19 ページ）を申請してください。

Q6 配慮申請でリスニングにおける「ヘッドホンの貸与」の申請をしようと考えていますが、出願時に「イヤホン不適合措置」（受験案内 27 ページ）も申請する必要はありますか？

A6 配慮申請と併せて「イヤホン不適合措置」を申請する必要はありません。

病気・負傷や障害等を理由としてリスニングでヘッドホンの貸与（→18 ページ）を希望する場合は、配慮申請のみを行ってください。

リスニングで使用するイヤホンが耳に装着できないことによるヘッドホンの貸与については「イヤホン不適合措置申請書」による申請のみを行ってください。（受験案内 27 ページ）

※ 上記以外にも、受験上の配慮に関する Q&A は、大学入試センターのウェブサイト（→裏表紙）に掲載しています。